

兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）
新病院移転業務委託業者募集要項

令和7年4月
兵庫県立西宮病院

1 目的

この要項は、兵庫県立西宮病院と委託契約を締結し、新病院移転業務を受託する事業者(以下「事業者」という。)を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務名

兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）新病院移転業務 一式

3 履行場所

(1) 移転元（現病院）

ア 兵庫県立西宮病院（兵庫県西宮市六湛寺町13番9号）

イ 西宮市立中央病院（兵庫県西宮市林田町8番24号）

(2) 移転先（新病院）

兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）（兵庫県西宮市津門大塚町）

（令和8年度上期開院予定）

4 委託業務の内容

委託業務の内容は、兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）新病院移転業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

5 履行期間・時間

(1) 履行期間

契約締結日から令和8年6月30日までとする。

ただし、現時点で開院時期未定のため、別途協議とする。

(2) 作業時間

作業内容により、病院と協議のうえ決定する。

6 参加資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、参加することができる。

(1) 事業実績のある者

日本国内において、過去5年以内で3件以上一般病床300床以上の病院における移転業務の経験を有する者であり、かつ、敷地内移転でない入院患者移送業務の経験を有する者であること。

(2) 兵庫県立西宮病院及び西宮市立中央病院に、病院移転業務を経験している者をそれぞれ駐在させることができる者であること。

(3) 欠格要件に該当しない者

法人及びその代表者が次の①から⑨までのいずれにも該当しない者であること。

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資

格制限基準による資格制限を受けている者

- ② 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止措置を、プロポーザル募集公告の日から企画提案書等提出書類の受付期間の末日までの間において受けている者
- ③ 暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当する者
暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ⑤ 労働基準法（昭和22年法律第49号）をはじめとする労働関係法令を遵守していない（できない）者
- ⑥ 本公告日から本公告に係る業務の受託事業者の選定の日までの間、法令等に基づく営業停止等の措置を受けている者
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- ⑧ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員等
- ⑨ 兵庫県税を滞納している者

7 留意事項

- (1) 業務受託者は、本業務を円滑に遂行するため、病院移転に関して豊富な知識と経験及び優秀な技術を有する者を配置し、事故防止等十分な現場管理を行うこと。
- (2) 業務受託者は、本業務を円滑に遂行するため、統合的に管理し、指揮を執る統括責任者を専任し、予め届け出ること。
- (3) 業務受託者は、本業務遂行に際しては、関係諸法令、条例、規則及び関係通知等を遵守し、その他指導を誠実に守ること。
- (4) 業務受託者は、本来業務の履行の前後を問わず、業務の履行に際し知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 業務受託者は、病院が貸与した図面等の資料は、移転業務終了後速やかに返却すること。
- (6) 業務受託者は、安全かつ円滑に移転業務を遂行すること。業務受託者は、運搬品は公有財産であることを認識し、損傷等の事故を起こさないよう作業従事者の監督指揮を徹底すること。また、病院設備等を利用する場合は、丁寧に扱うこと。
- (7) 業務受託者は、本業務遂行に係る事故等が発生した場合の補償措置を講じること。
 - ① 業務受託者は、事故等に対応できる保険に加入していること。

- ② 患者、来院者、病院職員及びその関係者及び作業従事者等の人身事故、運搬中の交通事故、器物破損事故、貴重品破損事故、労働災害事故等が万一発生した場合は、業務受託者の責任において解決すること。
 - ③ 運搬品の滅失、損傷その他の事故ならびに建物等の損傷で、業務受託者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、直ちに病院の指示に従い修理、あるいは新品と取り替え、原状復旧すること。
- (8) 移転作業実施の結果、業務量が契約時の想定より多少増加した場合でも、全て業務受託者の負担で作業を完了すること。また、若干の搬入・搬出場所の変更があっても契約変更は行わないものとする。

8 特に提案等を求める項目

- (1) 企画提案に当たっては、特に次の項目について提案を求める。
- ① 距離の離れた2施設から1施設間での移転に際しての留意事項と対応策
 - ② 患者移送業務遂行に係る留意事項と対応策
 - ③ 移転物品と廃棄物品の仕分け作業の効率的な実施に係る留意事項と対応策
 - ④ 円滑な移転のための業務実施体制と人員配置についての考え方
 - ⑤ 業務実施に係る安全対策及び事故防止対策
- (2) 病院側に対応を求める事項について提出すること。

9 参加手続等

(1) 日程

プロポーザルを下記日程で行う。

ア 公告	令和7年4月30日(水)
イ 募集要項の配布	令和7年4月30日(水)～5月19日(月)
ウ 参加希望者に対する見学会	令和7年5月8日(木)
エ 参加表明書の提出	令和7年5月7日(水)～5月27日(火)
オ 質問受付	令和7年5月12日(月)～5月19日(月)
カ オの質問に対する回答	令和7年5月23日(金)～5月27日(火)
キ 企画提案書等提出	令和7年5月28日(水)～6月12日(木)
ク プレゼンテーション審査	令和7年6月26日(木) (予定)
ケ 審査結果通知	令和7年6月27日(金) (予定)

(2) 事務局

〒662-0918 兵庫県西宮市六湛寺町13番9号
 兵庫県立西宮病院総務部新病院担当
 電話 0798-34-5151 (代表) 内線3308
 FAX 0798-23-4594
 E-mail : Ni shi nomi ya_hos@pref.hyogo.lg.jp

(3) 募集要項の配付

- ① 配付期間

令和7年4月30日(水)から令和7年5月19日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

② 配付場所

ア 上記(2)に同じ

イ インターネットからのダウンロード

URL: <https://www.nishihosp.nishinomiya.hyogo.jp/news/>

③ 仕様書の配付

公募にかかる仕様書及び様式集については、募集要項の配付期間において、別途希望者に配付するものとする。なお、インターネットのダウンロードにより募集要項を入手した者に対しては、事務局あての仕様書等の配付希望の申し出に基づき別途配付する。

(4) 見学会の実施

プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、原則として見学会に参加することとし、見学会参加申込書(様式第6号)を令和7年5月7日(水)午後2時までに上記(2)の事務局へ電子メールにて提出すること。

① 日時

令和7年5月8日(木) 午後

② 場所

兵庫県立西宮病院及び西宮市立中央病院

③ 留意事項

出席者は1参加希望者あたり2名以内とする。

(5) プロポーザルへの参加

参加希望者は、下記書類を作成し、提出期限までに提出すること。

① 提出書類

ア プロポーザル参加表明書(様式第1号)

イ 誓約書(様式第2号)

ウ 類似業務の実績報告書(様式第3号)

エ 指名停止等の状況申出書(様式第4号)

オ 直近の財務諸表を含む法人の概要書(様式は任意)

② 提出部数

各1部

ただし、上記①オの法人の概要書は正本1部、副本16部

③ 提出方法

参加希望者が持参又は郵送する。

④ 受付期間

持参の場合は、令和7年5月7日(水)から同月27日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)に持参することとし、郵送の場合は、令和7年5月27日(火)必着とする。

⑤ 提出場所

上記(2)に同じ。

(6) プロポーザルに係る質問及び回答

参加に当たって、質問がある場合は、様式第5号の質問書により、事務局に持参、電子メール又は郵送すること。

① 提出先 上記(2)に同じ。

② 提出期間

持参の場合は、令和7年5月12日(月)から同月19日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)に持参することとし、電子メール又は郵送の場合は、令和7年5月19日(月)必着とする。

③ 回答

令和7年5月23日(金)から同月27日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に、参加表明書を提出した者全員に対して順次電子メール又はFAXにより回答する。

(7) 企画提案書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、下記のとおり企画提案書等を作成し、提出期限までに提出すること。なお、同一の参加者が提案する企画は一つに限る。

① 提出書類

ア 企画提案書(様式第7号)

(ア) 企画提案に当たっての基本方針

(イ) 業務スケジュール(様式第8号)及び実施計画概要

(ウ) 特に提案等を求める項目についての提案

a 距離の離れた2施設から1施設間での移転に際しての留意事項と対応策

b 患者移送業務遂行に係る留意事項と対応策

c 移転物品と廃棄物品の仕分け作業の効率的な実施に係る留意事項と対応策

d 円滑な移転のための業務実施体制と人員配置についての考え方

e 業務実施に係る安全対策及び事故防止対策

(エ) 病院側に対応を求める事項(様式第9号)

(オ) 駐在スタッフの業務従事実績に関する調書(様式自由)

イ 提案見積書(様式自由)

(ア) 見積書

見積条件は、仕様書に示した条件とし、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ額とすること。

(イ) 見積算定根拠

ウ その他参考資料(必要に応じて)

② 提出書類

正本1部、副本16部

③ 提出方法

持参又は郵送とする。

④ 受付期間

持参の場合は、令和7年5月28日(水) から令和7年6月12日(木) まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)に持参することとし、郵送の場合は、令和7年6月12日(木) 必着とする。

⑤ 提出場所

上記(2)に同じ

10 提出書類作成上の注意

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 留意事項

- ① 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
- ② 提出書類は、非公開とする。
- ③ 提出書類に記載された個人情報、事業者の選定のための評価・手続に使用すること以外に、参加者の承諾を得ずに利用しないものとする。
- ④ 提出書類は、返却しない。
- ⑤ 提出書類について、本要項に定める様式に適合しない場合は、応募を無効とすることがある。
- ⑥ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出された提案は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
- ⑦ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めないものとする。ただし、誤字・脱字等軽微な修正は、この限りではない。

(3) 費用負担

企画提案書及び必要書類の作成・提出に係る費用は、参加者の負担とする。

(4) その他

- ① 参加者は、応募書類の提出をもって、この要項の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- ② 企画提案書の規格は、A4版とし、分かりやすく簡潔に記載すること。

11 当選者の選考、決定及びの通知の方法

(1) 選定方法

選考は、「兵庫県立西宮総合医療センター(仮称)新病院移転業務委託業者選定委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

(2) プレゼンテーション

委員会は、企画提案書を提出した者に対し、提出した企画提案内容についてプレゼンテーションを求める場合がある。詳細は別途連絡する。

- ① 実施予定日 令和7年6月26日(木) (予定)
- ② 予定場所 兵庫県立西宮病院 (予定)

(3) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者及び次点者を選定する。

(4) 決定通知

当選者及び次点者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(5) 審査後の取扱い

当選者を「兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）新病院移転業務委託契約」の契約予定者とし、契約の交渉を行う。ただし、協議が整わなかった場合には、契約予定者の決定を取り消し、次点者と順次協議を行う。

12 無効となる提案

次に掲げる者の行った提案は無効とする。

- (1) プロポーザルに参加する資格が認められない者
- (2) 募集要項等の規定に違反した者
- (3) 虚偽の内容を記載した者
- (4) 提出書類について、金額、氏名その他重要な文字、語句が誤脱したもの、又は不明確なものを提出した者
- (5) 委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求めた者
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不正に阻害したと認められる者
- (7) その他、審査や評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる者

13 選定事業者の取消

次に掲げる事項に該当することとなったときは、選定結果を取り消すものとする。

- (1) 正当な理由がなく、本要項15に記載する契約手続に応じなかったとき。
- (2) 選定から契約手続までの間に、選定事業者について資金事情の変化等により企画提案した業務の運営の履行が確実にないと当院が判断したとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、受託事業者として相応しくないと当院が判断したとき。

14 延期等

プロポーザル参加者が相連合し、または不穩の挙動をする等の場合で、プロポーザルを公正に執行することができない状態にあると認めたとき並びに不慮の都合により、プロポーザルを延期又は中止することがある。その場合は、周知することとする。

15 業務委託契約の手続

選定事業者は、契約締結日までに、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付又は、契約の不履行による損害を担保するための履行保証保険証券等契約保証金の代替となるものを当院総務部新病院担当に提出すること。

16 添付資料

- (1) 兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）新病院移転業務仕様書

- (2) 兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）パンフレット
- (3) 兵庫県立西宮病院 建物配置図、平面図
- (4) 西宮市立中央病院 建物配置図、平面図

※上記(3)及び(4)については、参加表明書の提出があった者に対して交付又は郵送する。

17 その他

本提案の公告日（令和7年4月30日）から、委員会において選考が終了するまでの間は、兵庫県病院局及び兵庫県立西宮病院、西宮市立中央病院に対する本件に関する営業活動は禁止とする。営業活動の事実が認められたときは失格になることがある。